

第8章 土 壤 汚 染

府では農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）及び土壤保全対策要綱（昭和46年7月策定）に基づき、昭和46年度から継続して重金属類による土壤汚染概況調査を実施している。

この調査は地域性を勘案して、土壤統群、土壤統及び土壤区により調査対象地点を決定し、水田にあってはおおむね300haに1地点の割合で30地点、畑・樹園地にあってはおおむね150haに1地点の割合で10地点の計40地点（21市町村）を選定して土壤を採取し、このうち10地点で採取した土壤の特定有害物質（カドミウム、銅及び砒素）の含有量及び土壤と同一地点で採取した農作物の可食部における特定有害物質（カドミウムに限る。）の含有量について分析したものである。

昭和58年度の調査においては、いずれの地点においても特定有害物質による汚染は認められなかった（表2-8-1）。

表2-8-1 土壤環境基礎調査結果（昭和58年度）

(1) カドミウム及びその化合物

カドミウム濃度 (mg/Kg)		痕跡以上 0.4未満	0.4以上 1.0未満	1.0以上	計
土 壤	水 田	6地点	4地点	0地点	10地点
農 作 物	玄 米	9	0	0	9

(2) 銅及びその化合物

銅濃度(mg/Kg)		痕跡以上 10未満	10以上 20未満	20以上 100未満	100以上 125未満	125以上	計
土 壤	水 田	7地点	3地点	0地点	0地点	0地点	10地点

(3) 硒素及びその化合物

項目		硒素濃度 (mg/kg)	痕跡以上 5未満	5以上 10未満	10以上 15未満	15以上	計
土 壤	水 田		7 地点	8 地点	0 地点	0 地点	10 地点

(註) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、①カドミウムは玄米1キログラムにつき1ミリグラム以上、②銅は水田の土壤1キログラムにつき125ミリグラム以上、③砒素は水田の土壤1キログラムにつき15ミリグラム以上含まれる地域を農用地土壤汚染対策地域の指定要件としている。

また、現在のところ農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第12条に基づく調査により土壤の汚染は発見されていないが、水質汚濁や降下ばいじんなどによる作物の生育障害等苦情者の申立てによる局地的な問題提起がある。これらの処理については関係機関と連携をはかり現況把握につとめ、土壤汚染のおそれがある場合においては土壤汚染防止対策実施要領(昭和55年5月28日環水企第118号)に基づき調査を実施し、土壤汚染の有無を確認しているが、いずれも土壤汚染は認められなかった。